



福祉用具・住宅改修のサービス

日常生活での自立を助けます

福祉用具貸与

- | | |
|--------------------|--------------------------|
| ①車いす | ⑨手すり（工事をともなわないもの） |
| ②車いす付属品（電動補助装置など） | ⑩スロープ（工事をともなわないもの） |
| ③特殊寝台（介護用ベッド） | ⑪歩行器 |
| ④特殊寝台付属品（サイドレールなど） | ⑫歩行補助つえ |
| ⑤床ずれ防止用具 | ⑬自動排泄処理装置
（交換可能部品を除く） |
| ⑥体位変換器 | |
| ⑦認知症老人徘徊感知機器 | |
| ⑧移動用リフト（つり具を除く） | |

①～⑧の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1の人は利用できません。
⑬の福祉用具は、原則として要支援1・2、要介護1～3の人は利用できません。

●利用者負担について

レンタル費用の1割から3割です。
支給限度額（15ページ参照）が適用されます。
用具の種類や事業者により金額は変わります。

特定福祉用具購入費の支給

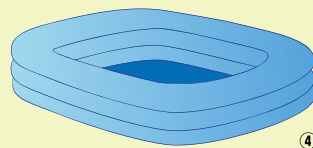
要支援 1・2 要介護 1～5

- | | |
|------------------|----------------|
| ①腰掛便座 | ③入浴補助用具 |
| ②自動排泄処理装置の交換可能部品 | ④簡易浴槽 |
| | ⑤移動用リフトのつり具の部分 |

●利用者負担について

福祉用具の購入費の7割から9割を支給します。
支給限度額は毎年度10万円です。
受領委任払い制度を利用できます。

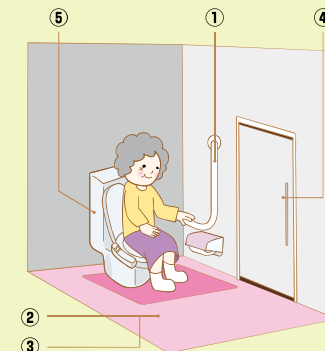
（注）指定を受けている事業者から購入した場合のみ
支給対象となります。



住宅改修費の支給

要支援 1・2 要介護 1～5

- ①手すりの取付け
- ②段差の解消
- ③滑り防止および移動の円滑化のための床または通路面の材料の変更
- ④引き戸などへの扉の取替え
- ⑤洋式便器などへの便器の取替え
- ⑥上記①～⑤の工事に付帯して必要となる住宅改修



●利用者負担について

住宅改修費の7割から9割を支給します。
支給限度額は20万円です。
受領委任払い制度を利用できます。
（注）改修前に事前申請が必要です。

受領委任払い制度とは

介護保険での福祉用具購入費及び住宅改修費の支給は、いったん費用の全額を支払い、後で申請により保険給付分（7割から9割）の払い戻しを受ける償還払いとなります。ただし、受領委任払い制度を利用することにより、初めから1割から3割の負担で利用することができるため、一時的な負担を軽減することができます。

交通事故等（第三者行為）による介護保険サービスの利用について

平成28年4月1日から、交通事故などの第三者行為が原因で介護保険サービスを利用し保険給付を受ける場合、保険者（川崎市）への届出が義務づけられました。

介護保険の被保険者の方は、交通事故などの第三者行為により要介護状態等になった場合や状態が悪化した場合でも、介護保険サービスを利用することができますが、その費用は、過失割合に応じて加害者が負担すべきものとなります。

保険者（川崎市）は、保険給付分（7割から9割）のうち、加害者が負担すべき分を一時的に立て替えたあとで、加害者に対して保険者が負担した金額を請求することになります。

川崎市が加害者に請求できるよう、被害者の方は必ず、区役所・地区健康福祉ステーションに届け出てください。